新 世界の人権は e V ま

|遍的定期審査の現場から―(その十)



研究センター理事長・所長 坂元 茂樹

情報 が、(二)の人権条約機関等の集成である。 連加盟国同士による相互審査というグループ・ポリティ された追加的な信頼性のある文書である。なかでも、 まれた情報や人権高等弁務官事務所等による集成、そし クスが働きやすい制度に客観性を付与する役割を担うの て(三)他の利害関係者 二〇〇七年六月一八日の人権理事会の制度構築決議 一附属書)により、 遍的定期審查 (政府報告書)、(二)人権条約機関、 Û P R $\overline{}$ (国際NGOなど)により提供 被審査国により準備された の審査の基礎となる文書は、 特別手続に含 <u>£</u>. 玉

問では、 前号で紹介したように、 途上国により中国の社会権に関する実践と経験 中国の第三回UPRの事 前質

> 約機関等の集成を見てみよう。 か。そのような観点から、 権に関する人権状況を正確に反映しているものだろう を自国の参考にしたいという趣旨の質問が多くなされ いた。はたして、そのような途上国の評価 中国 の社会権に関する人権条 は 中 国の社会 7

を始めるように強く求めた。 府の部署を設置し、早急にこの集団の貧困に関して調査 と同時に、 BT+の人たちへの言及がなされていない点を指摘する は人権に関する政府文書や、 極度の貧困と人権に関する特別報告者は、 れた恵まれない個人及び集団による社会権の享受に関し 止法を制定していないことに遺憾の意を表明した。また、 て、当該個人及び集団を保護するための包括的な差別禁 まず、社会権規約委員会は、 中国政府がこれらの人々の権利を担当する政 国内の人権行動計 中国が、 周辺に追いやら 貧困撲滅また 画でLG

員会は、 な中絶や不妊手術、女児殺害などの違法な慣行によって、 として強い懸念を抱いていた。 と責任に関する固定観念が根強い中国社会の現状に依然 反映されているように、家庭や社会における男女の役割 いびつな男女比率が生まれていることを指摘した。同委 また、女子差別撤廃委員会は、 中国に対し、 性選択的中絶及び強制的な中絶や 性選択的 男子選好という伝 中絶及び強制的 統に

念を表明した。 不妊手術、 強化を強く求めた。 女児殺害に対応する既存の法的措置 なお、 児童の権利委員会も同様の の履行 懸 0)

には、 は、 0 があったものの、 た。 び人権上 独立専門家は、 クトは利益を上げているものの、 さらに、 環境及び社会への影響の緩和については著しい 依然として不十分だというのである 示的尊重と保護を確保するための包括的な枠 特に社会権の十全な享受に及ぼす影響に関 の悪影響をもたらしているものがあると指 部の個人やコミュニティに、 対外債務その 中国の金融機関が支援する開発プロジェ 玉 際融資や外国向け投資における人権 他関連の国際金融債務があら そうしたプロジェ 環境上、 社会上及 :組み 進展 クト 摘 する W

もたらしている点であった。さらに同委員会は、 たこともあり、 任を負っていない点についても懸念を表明した。こうし 及び環境法違反に対して、 る相当な生活水準及び健康を享受する権利にも悪影響を さらにそれらが中国が締約国である社会権規約が保障す たのは、 の他、 置 の履行及び監視が十分に行なわれ 産業公害と食品汚染が環境に及ぼす悪影響と、 社会権規約委員会が依然として懸念を表明 同委員会は、 行政当局や民間企業が説明責 中 国国内で事業を行なう企 ていないこと これら

> 業が、 享受に悪影響をもたらさないように、 明確な枠組みを構築するよう勧告した。 その活動によって社会権を促進し、 中 国に対 それら権 利

0

た子どもが適切な治療を受けられなかったとの報 情報を得ようとした個人が脅迫されたことや、 会が特に憂慮したのは、 び肉体的障害が蔓延している点を深く憂慮した。 毒の罹患率と有病率が高く、 あったことだった。 の救済措置が不足していることと、治療や病気に関する 地域では、 さらに、 児童の権利委員会は、 何百万人もの子どもに、 病を煩った子どもやその その結果 中国本土で児童の 恒久的な精神的 特に 地 病を患っ 方 同 0 .委員 鉛 貧

r V

会権の実態とは乖離していることがわかる ており、 が締約国である条約機関等により多くの 価されていた中国の社会権に関する人権 このように、 次 手放しで賞賛する途上 中国 の第三回UPRで途上 国の態度は 状 懸念が表 況に 国によ 中 国 社会の は 0 つされ て評 中

回は、 自 由権に関する条約機関の評価を検討したい。